

平成 23 年 9 月 28 日

預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令に関する意見・質問

	意見・質問
第 1 条 第 1 項	<p>○金融機関の破綻処理には、金曜日の夕刻破綻し月曜日の朝には営業再開する「金月処理」が想定されているとのことだが、金融機関破綻（金曜日夕刻）後、預金保険機構から付保預金額を把握するための名寄せデータが還元され、金融機関側が処理に着手できるのが日曜日午後からであることを勘案した場合、営業再開までに、全ての流動性預金について、付保預金と非付保預金に分別し、非付保預金を支払停止とし、付保預金について通常の預金口座振替処理を完了させるという処理を行うことは、口座数の多い銀行にとっては非常に困難である。</p> <p>システム対応を行ったとしても、例えば当座貸越と預金の相殺についてお客さまの確認が取れないケース（非付保預金が確定できない）等、営業再開までに分別ができないことも想定される。こうしたケースについては営業再開後の分別も許容する等、弾力的な運用を許容していただきたい。</p> <p>○破綻後、機構システム端末を破綻金融機関の営業店に設置し、必要な情報を金融機関で登録することが想定されているとのことだが、操作方法を熟知している金融整理管財人配下の担当者（金融機関以外の者）の十分なサポートをお願いしたい。</p>
第 1 条 第 1 項	<p>○システム対応を検討する場合、コストなどの対応負荷を考えると、流動性預金の非付保部分について、預金口座振替の形で対象口座から引落としし、別段預金に切り出す方法が現実的な選択肢の一つであると考えられる。</p> <p>このため、預金保険機構において、引落データ（非付保預金相当額）を全銀フォーマットで作成し、破綻金融機関に伝送する仕組みとすることを検討願いたい。</p>
第 1 条 第 1 項	<p>○「付保預金と非付保預金への速やかな分別」を実際に実施することとなった場合、例えば以下のようなケースなど、実務上、取扱いが困難なケースが多数出てくると思われる。</p> <p>そうしたケースについては、各金融機関のシステムや商品の特性に合わせた弾力的な対応を許容するとともに、各金融機関が対応するうえでの参考として、こうした取扱いが困難なケースについて取扱い方法の標準例</p>

	<p>を示していただきたい。</p> <p>A．貸出先（総合口座当貸先を含む）であるお客さまが保有する預金については、当該貸出に関するお客さまの意向（返済または相殺）を確認のうえ対応することとなるが、意向が確認できるまでの間の取扱い（入金停止措置等）、確認後の作業フロー</p> <p>B．中間利払（中間利払用の子定期に入金、現金で支払い、別の流動性預金口座に入金）済の口座の分割 等</p>
第1条 第4項	<p>○追加名寄せ、相殺、概算払いについては、例えば以下の点等について詳細の運用方法が不明なこと、また実際の取扱いにおいては機構システムとの連携が必要と考えられることから、機構システムの取扱要領（機構システムから出力される書類などを含む）を含め、機構が想定する具体的取扱フロー例等を早期に提示願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加名寄せ...追加名寄せにより付保、非付保の分類が変わる場合の取扱い（口座分割後、相殺受付後等） ・相殺...非付保預金および貸金が複数存在する場合の取扱い、具体的相殺の実行手順 ・概算払...概算払額の算定、買取資金の確保、振込方法などの具体的手順 等
内閣府令等の改正案のポイント 2頁の	<p>○「システム対応を伴う場合は、合理的な期間でのシステム開発計画を策定」とあるが、金融機関ごとに、他のシステム開発案件の状況やシステム更改時期は異なる。各金融機関がそれぞれの状況にあった期間でのシステム開発計画を策定できるようにしていただきたい。</p> <p>○例えば、勘定系システム更改時期をおおよそ5年内としている場合、「5年」を「合理的な期間」としてよいか。</p>
内閣府令等の改正案のポイント 2頁の	<p>○「施行日までにこれらの措置についてマニュアル等の整備を行う（システム対応を伴う場合は、合理的な期間でのシステム開発計画を策定）」とあるが、システム対応を伴う部分について、システム開発完了までの手作業を想定したマニュアル等の整備は不要との理解でよいか。</p>
その他	<p>○東日本大震災の影響を受けた銀行については、手順書・マニュアルの整備の部分も含め、実情に応じた弾力的な対応をお願いしたい。</p>